

令和 7 年 第 10 回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から午後2時55分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 会長 | 16番 | 大芦 宏 |
| 委員 | 1番  | 新井 勉 |
| 委員 | 2番  | 川田恒夫 |
| 委員 | 4番  | 石澤和枝 |
| 委員 | 5番  | 齋川英夫 |
| 委員 | 6番  | 小関昭男 |
| 委員 | 7番  | 深澤雄二 |
| 委員 | 8番  | 中島福一 |
| 委員 | 10番 | 松島 明 |
| 委員 | 11番 | 蘿原洋子 |
| 委員 | 12番 | 小久保勝 |
| 委員 | 13番 | 立川幸一 |
| 委員 | 15番 | 野村春男 |

4. 欠席委員 (2人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 委員 | 9番  | 小林秀男 |
| 委員 | 14番 | 瀧江修身 |

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更  
について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について

## 6. 説明員

佐野市都市建設部都市計画課計画係

主査 熊倉真一

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 塩野目裕

副参事 森久仁彦

農地調整係 係長 亀山聰士

主査 峯 裕江

主査 安在亮人

主事 島田佳汰

主事補 小林 准

## 8. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和7年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議 長 開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。

事務局長 はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号9番 小林秀男委員、議席番号14番 濵江修身委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議 長 事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、日程第 2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第 19 条第 2 項の規定により、議席番号 8 番 中島福一委員、議席番号 10 番 松島明委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第 3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第 4 に入ります。報告の案件は、報告第 1 号から報告第 2 号までであります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第 3 条の規定により報告します。

令和 7 年 10 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第 1 号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第 1 号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第 3 条の規定により報告します。

令和 7 年 10 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求める。

令和7年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

3条853番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は650日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条854番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.23km、所要時間は4分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、加えて今後トラクター1台を予定しております。主な経営作物は、麦となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は580日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条855番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は北側に住宅を建設予定のため0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定とのことでありません。主な経営作物は、果樹・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と

思われます。

3条856番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は隣接する住宅を購入予定のため0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、管理機1台を所有予定です。主な経営作物は、果樹・野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことで該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条857番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は隣接する住宅を購入予定のため1km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台、刈り払い機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことで該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条858番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は隣接する住宅を購入予定のため0.25km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台、刈り払い機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことで該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条859番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、土壤消毒機械1台を所有しております。主な経営作物は、花卉となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は750日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことで該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条860番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター4台、コンバイン3台、田植機2台、乾燥機4台を所有しております。主な経営作物は、米・そばとなっております。農作業従事人数は2人、従

事日数は230日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条861番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は隣接する住宅を購入予定のため0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、手作業用の農機具を使用予定のことではありません。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は180日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条857番と858番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条857番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

3条857番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転4筆の申請になります。申請人は、当該農地を隣接する住宅と一緒に買い受け、その住宅を拠点しながら、農地で野菜を生産していくたいとのことでの申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人お一人で耕作していく予定となっています。作付計画としましては、玉ねぎ、なす、大根の栽培、収穫を行い、収穫した野菜は自家消費するということです。今後、出荷することも検討しているとのことでした。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続いて、3条858番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

3条858番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転3筆の申請になります。申請人は、当該農地を隣接する住宅と一

緒に買い受け、その住宅を拠点としながら、農地で野菜を生産していきたいとのことでの申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人お一人で耕作していく予定となっています。作付計画としましては、じゃがいも、人参、大根の栽培、収穫を行い、収穫した野菜は自家消費及び勤務している父親が経営する飲食店で使用する予定となっております。今後、移住も検討しているとのことでした。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

以上で審査会による報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員、お願ひします。

8 番  
中島委員

3条861番について、現況が原野になっていて、手作業で耕作が可能なのでしょうか。

議 長

私が現地を見ているのでお答えしますが、原野とはいっても土はふかふかで耕作可能なところと、一部傾斜があるところもありますが、みかんを植えるくらいは可能な状況です。

他によろしいですか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いた

しました。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めるます。

令和7年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条177番について、調査班お願いします。

調査班

4条177番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めるます。

令和7年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1185番から5条1193番について、調査班お願いします。

調査班

5条1185番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1186番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1187番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1188番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1189番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1190番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1192番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1193番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号の1186番と1188番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1186番、1188番以外については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わ

ず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。  
事務局に、議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局 議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年10月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地560番から非農地563番について、調査班お願ひします。

調査班 非農地560番について報告します。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地561番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地562番について報告します。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地563番について報告いたします。願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてを議題といたします。

本議案の説明員として、佐野市都市建設部都市計画課計画係 熊倉主査が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

(熊倉主査 あいさつ)

事務局及び都市計画課に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年10月24日 提出 佐野市農業委員会会长。

(議案第5号 朗読し説明)

ここで、市街化区域への編入について、担当課である都市計画課の職員から概要を説明していただきます。よろしくお願ひいたします。

都市計画課  
熊倉主査

(議案第5号資料 朗読し説明)

事務局

ありがとうございました。

農用地区域からの除外がされた場合、令和8年3月31日に市街化区域への編入の都市計画法の手続きが行われる予定となっております。

手続き後は、申出地は市街化区域農地となるため、農地転用許可は不要となり、届出のみで農地転用が可能となるため、事務局としては、農用地区域及び地域計画の変更については、支障なしと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。事務局及び都市計画課からの説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 107番から109番について、調査班お願いします。

調査班

農振除外107番について報告します。調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は非農地証明の見込みは、有りと思われます。

農振除外108番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、地域整備法に定める事業に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

農振除外109番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、2番から12番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は転用許可の見込みは、有りと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号については、農用地及び地域計画から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題いたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年10月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時55分閉会